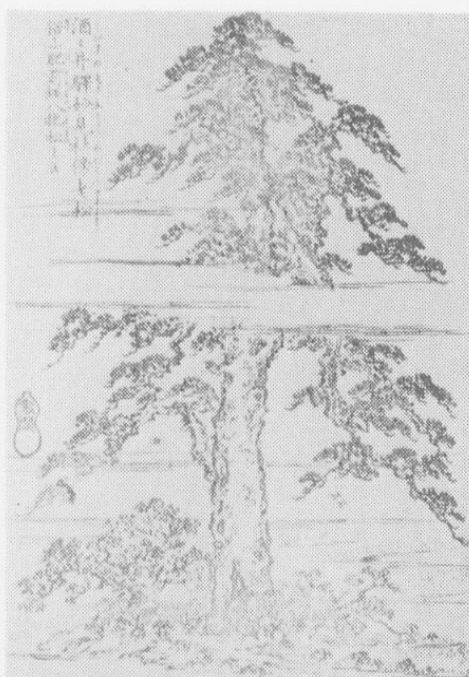


第四節 町域諸村の概観と土地構成



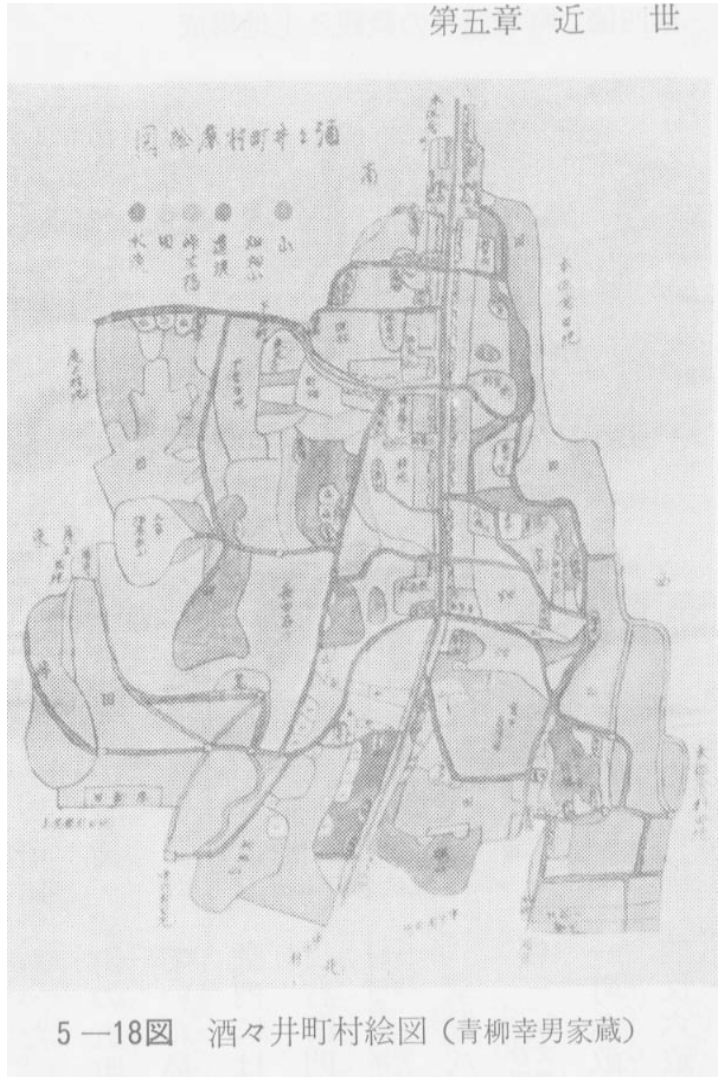
5-17図 酒々井駅古松図
(『成田名所図会』より)

酒々井村 酒々井という地名は、孝子伝説の「酒の井」が同村字馬場の真言宗円福院にあったためと伝えられている。「酒々井駅古松碑」には、中世末期に千葉氏の居城本佐倉城の城下町で、家臣の館がたちならんでいたと記されている。

酒々井村は町域でもっとも大きな村落で、村高は七七〇石一斗九升三合であった。のちに一斗六升七合増加して七七〇石三斗六升になるが、近世をとおして佐倉藩領であった。成田道の宿場町として栄え、近世前期から町方と村方に分かれていた。宿場は新宿・上宿・中宿・下宿・横町の五町からなり、中心は中祝であった。中宿で牧士頭を勤めていた島田長右衛門は、七畝二歩の屋敷を所持していたが、屋敷内には佐倉牧のお払場と野馬会所が置かれていた。そのため長右衛門の屋敷は「寛文六年□是松平泉守様御除二成」(鶴岡嘉廣家六四号文書「名寄帳」となっていたのである)。

享保八年(一七二三)九月の「下総国印旛郡酒々井村指出帳」(同右四号文書)によると、村方の高は六八七石八斗八合、反別は八一町八畝二三歩、町方の高は八二石三斗八升五合、反別は九町四反六畝一六歩であった。村方の高のうち一四〇石は「享保四亥年□人馬役御免」、町方の高は「御伝馬人足宿村故諸役御免」とあり、村高のうち二二三石三斗八升五合は人馬役・諸役を免除されていた。堤・橋・堰が破損したときにはお林の材木の伐り出しを許され、また、その普請人足も近隣の村から集められていた。お林というのは領主林のことで、所城山・桜山・巖島の三か所にあり、農民が山守を勤めていたが、お林の下草は、農民が肥料や飼料のために採取することを許されていた。それに用水の溜池が一か所あった。

年貢米は佐倉城内の椎木蔵に納入されていたが、小物成として糠・藁・縄・草などを納めていた。そのほかに、薪・



5—18図 酒々井町村絵図（青柳幸男家蔵）

渋柿なども納入していたが、渋柿の場合は代銭が与えられていた。渋柿は食料として徴収されたのではなく、柿からしみ出る赤黒い渋の液は防蝕性があったため、塗料に使用されたのである。酒々井村は、町域では柏木村・上岩橋村・中川村とともに、印旛沼の漁業・採藻権を持ち、永一三一文五分の運上金を上納していた。また、改革組合村は、佐倉町組合に属していた。

村方は村高の八九・三パーセントを占めていたが、享保八年当時は、本百姓が六軒、水呑百姓が一〇軒のあわせて一六軒であった。これに対して町方は一三〇軒で、その内訳は、名主が一軒、組頭が二軒、定使が一軒、牧士が一軒、一軒、組頭が二軒、店借が六軒、舞太夫が二軒、明屋敷が六軒、農業の合い間に余業も行っていたものと思われる。町方には郷蔵・高札場があり、また、一里塚が築かれていた。

神社は、字内方に麻賀多神社、上宿に八坂神社、横町に朝日神社、栗洲に大杉神社があり、寺院は、横町に真言宗の東光寺、内方に同宗の円福院、馬場に同宗の勝蔵院があった。また、幕末期には下宿に石井兵衛が経営する青樹堂という寺子屋があった。